

医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件
(案)に関する意見募集の結果について

令和8年6月10日

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件
(案)について、令和8年3月27日(金)から同年4月26日(日)まで御意見を募集したところ、本件に関する御意見は
ございませんでした。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い
申し上げます。